

町有財産（車両）売払い

公募型見積合せ実施要領

1 売払い財産（車両）

物件番号	件名	型式	年式	車検有効期限	走行距離
1	トヨタ(カローラ フィールダー)	UA-NZE124G	平成 15 年式	令和 8 年 3 月 30 日	297, 918km
2	トヨタ(カローラ フィールダー)	UA-NZE124G	平成 15 年式	令和 8 年 6 月 24 日	275, 822km
3	トヨタ(グランビ ア)	KH-KCH16W	平成 11 年式	車検切れ	238, 755km
4	ニッサン(サニ 一)	E-FNB14	平成 10 年式	車検切れ	315, 938km
5	クボタ(トラクタ ー)	M5000	昭和 53 年式	車検切れ	9, 437 時間
6	シバウラ(トラク ター)	SE5306	昭和 62 年式	車検切れ	4, 400 時間
7	ヤンマー(トラク ター)	AF720	平成 9 年式	車検切れ	3, 810 時間
8	タカキタ(堆肥散 布機)	高 北 式 DH3600WY	昭和 61 年式		
9	共立(薬剤散布 機)	共 立 BSM1103	平成 17 年式		
10	IHI スター(肥料 散布機)	IHI スター MBC2070	平成 25 年式		
11	サンテクノ(床替 機)	サンテクノ KT-1506-180 型	平成 29 年式		

2 見積合せに参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者。）であること。
- (2) 入札参加申込期限の日までの間に、幕別町競争入札参加者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加申込期限までにその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (3) 売買代金及び契約諸費用を幕別町の指定する期日までに納入できる者であること。
- (4) 市町村税の滞納がない者であること。

3 見積書等の提出に関する事項

- (1) 提出期間 令和7年12月1日（月）から令和7年12月19日（金）まで
(土日祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 提出先 中川郡幕別町本町130番地1
幕別町役場企画総務部総務課契約管財係
- (3) 提出方法 次の提出書類を持参または郵送により提出
(郵送の場合は、12月19日（金）必着とする。)
- (4) 提出書類

提出書類	法人	個人
見積書	見積書（様式1又は任意様式）	左に同じ
幕別町公共工事等暴力団排除措置要綱にかかる誓約書	誓約書（様式2）	左に同じ
印鑑証明書	印鑑証明書	印鑑証明書
市町村税に係る納税証明書	納税証明書	納税証明書
身分証明書等	「履歴事項全部証明書」 又は「現在事項全部証明書」	身分証明書 ※本籍地で発行したものの

※ 様式1、様式2については、役場庁舎2階総務課で配付及び町ホームページからダウンロードできます。

3 物件説明会

【物件番号1～4】

- (1) 日時 令和7年12月9日（火）午前10時
(2) 場所 幕別町役場南側駐車場（幕別町本町130番地1）

【物件番号5～11】

- (1) 日時 令和7年12月9日（火）午後2時
(2) 場所 旧幕別町忠類育苗センター（幕別町忠類栄町382番地）

※ 車両内部等の確認はできますが、試乗はできませんのであらかじめご了承願います。

※ 物件説明会に参加できない場合でも、見積合せに参加することは可能です。

4 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合せは令和7年12月22日（月）に幕別町企画総務部総務課で行います。
- (2) 予定価格以上の金額で、最高の価格をもって有効な見積りを提出したものを契約の相手方とします。（予定価格は非公表）
- (3) 契約の相手方となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、

くじ引きにより契約の相手方を決定します。

(4) 契約の相手方への手続き等の説明

契約の相手方となった方には連絡をしますので、今後の契約手続きなどの説明を行い、契約締結日や売買代金の支払方法などについて協議し決定するものとします。

6 契約の締結

(1) 契約締結の期限 令和8年1月5日（月）

(2) 契約を締結する場所 幕別町役場庁舎2階 企画総務部総務課契約管財係

※ 契約の相手方となった方以外の名義人との契約の締結はいたしません。

7 売買代金について

(1) 支払い方法

売買代金については、幕別町が発行する納入通知書により納入期限までに納入していただきます。

(2) 売買代金の納入期限

契約締結日から30日以内

※ 納入期限を過ぎて売買代金を納められた場合、年2.5パーセントの延納利息がかかりますのでご注意ください。

8 車両の引渡し

車両の引渡しは、売買代金の納入確認後7日間以内に幕別町が定めた引渡し場所にて行います。なお、引渡しの際には、車両の鍵と必要書類（譲渡証明書、委任状等）等をお渡しした後、受領書を提出していただきます。

9 その他

- 車両の運送及び名義変更手続きは契約の相手方となった方が責任を持って行い、これらにかかる費用は全て契約の相手方となった方の負担とします。
- 車両は現状有姿での引渡しとなりますので、事前に十分確認のうえ入札に参加してください。なお、引渡し後は、速やかに「幕別町」等の文字、車体番号等を自己の費用において消去し、消去後は担当者の確認を得るものとします。
- 契約の相手方となった方は契約締結後、車両が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを理由として売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとします。
- 売買車両に係る公租公課は、契約の相手方となった方を義務者として賦課されるものについては、契約の相手方となった方の負担となります。
- 契約の相手方となった方が契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで契約を解除することができます。
- その他、不明な点などありましたら幕別町企画総務部総務課契約管財係（電話番号：0155-54-6608）までお問い合わせください。